



## 公益財団法人日本財団パラリンピックサポートセンター助成事業

### 一般社団法人日本車いすテニス協会 テニス競技車リース事業に係る契約書 2018.9.17 改定版

#### (目的及び物件)

第1条 一般社団法人日本車いすテニス協会（以下「乙」という）は、乙が購入・所有しているテニス競技車1台を、                    リース契約者氏名                    （以下「甲」という）に貸与（リース）します。

#### 記

- 1 製造者 株式会社オーエックスエンジニアリング
- 2 型 式
- 3 ○○年製
- 4 特記事項 ( )

#### (期間及び更新)

第2条 乙が甲にリース物件を貸与する期間（以下「リース期間」という）は、平成○○年○○月○○日より、平成○○年○○月○○日の原則1年間とします。

- 2 何らかのやむを得ない事由により更新を希望する場合は、前項の契約失効日の2か月までにJWTAに更新申請を提出、使用頻度ならびに更新希望理由等を鑑みJWTAが更新可否を決定することとします。
- 3 本リース契約の最長更新は、前項で認められた更新日より1年間までとします。

#### (物件の引渡及び検査)

第3条 甲は、乙より引渡を受けた後、直ちに引渡を受けた物の性状を検査するものとします。

- 2 前項の検査の結果、何らかの問題があった場合、甲は直ちに乙に通知するものとします。この場合、甲は、善良なる注意者の管理義務をもって引渡された物を保管するものとします。
- 3 前項の通知がない場合、リース物件は、完全な状態で引渡されたものとみなされます。

#### (物件の使用及び保管)

第4条 甲は、リース物件使用者を                    リース車使用者氏名                    と定め、乙の書面による同意がない限り、変更してはならないものとします。

- 2 リース物件が完全な状態で引渡された場合、甲は、乙のために善良なる注意者の管理義務をもってリース物件を保管し、使用及び保管に関する製造者及び乙の指示を守り、法令を遵守するものとします。
- 3 乙は、いつでもリース物件の保管及び使用の状況を検査でき、甲は、検査に協力

しなければならないものとします。

- リース物件の保管又は使用等に関連して第三者に損害を与えた場合、甲が損害を賠償することとします。

(所有権の表示)

第5条 乙は、リース物件に、乙の所有するリース物件である旨を示す以下の2点を表示することができるものとします。

助成元：公益財団法人日本財団パラリンピックサポートセンター

所有者：一般社団法人日本車いすテニス協会

- 甲は、前項以外のいかなるものも表示してはならないものとします。

(使用目的)

第6条 乙は、リース物件を、車いすテニス（練習及び試合出場）の目的にのみ使用し、その他の目的のために用いないこととします。

(リース車の仕様)

第7条 リース車は、テニス競技に必要な本体のみ（各部ベルト類はなし）の最低限の仕様とします。

- 甲はリース物件使用者の安全確保に努める義務があり、ベルト等各種固定具が必要となる場合は、甲の責任ならびに費用負担により用意することとします。

(リース料)

第8条 甲は、乙に対し、月額金〇〇〇〇円のリース料を乙の指定する方法により原則毎月末までに送金して支払います。送金手数料は、甲が負担するものとします。

- 契約書におけるリース開始日が月途中となる場合は、その月のリース料は免除することとします。

(善管注意義務)

第9条 乙は、リース物件を本来の用法に従って使用し、善良なる管理者の注意義務をもって管理することとし、リース物件を毀損し、又は価値を減少させることのないよう努めなければなりません。

(譲渡・転貸等の禁止)

第10条 甲が、リース物件を第三者に譲渡し、又は転貸、使用させることはできないものとします。

- 甲は、本リース契約上の権利を第三者に譲渡することができないものとします。

(リース物件の滅失・毀損)

第11条 甲は、リース物件の引渡後、返納までの間に、リース物件が紛失、盗難、火災又は風水害等によって滅失（修理が不能又は著しく困難な場合を含みます）又は毀損した場合は、直ちに乙に知らせることとします。その後、第3条にて定めたリース車受取時と同じ完全な状態になるよう、甲の責任および費用負担にて作製あるいは修理することとします。

(修理費等)

第12条 リース物件の以下に掲げる修理ならびにメンテナンスは、甲が自らの費用負担で行うものとします。

- － タイヤのパンク修理

- ニ タイヤならびにチューブの劣化に伴う交換
- 三 シートおよびクッションカバーのクリーニング
- 五 キャスターならびにベアリング破損に伴う修理交換

2 前項以外のリース物件本体に係る修理が必要となる場合（本体への亀裂損傷等）は、直ちに乙に報告するものとします。その後、第3条にて定めたリース車受取時と同じ完全な状態になるよう、甲の責任および費用負担にて修理を行うこととします。

（定期使用状況報告書）

第13条 甲は、乙に対し、年に3回（契約日より5か月後、10か月後ならびに契約終了時）「使用状況報告書」（別紙1）を提出することとします。乙はこれを取りまとめ、当事業助成元である公益財団法人日本財団パラリンピックサポートセンターに報告します。

（無催告解除）

第14条 甲に本契約に基づく契約不履行があった場合は、乙は、何らの催告を要せずに本契約を解除できるものとします。

（リース物件の返納および返納時のメンテナンス）

第15条 甲は、第2条によって定められたリース期間満了後、又は本リース契約が解除された場合、速やかに下記のメンテナンスを行い、2週間以内に乙まで返納するものとします。メンテナンスならびに返納時に係る費用は、甲の負担とします。

- 一 タイヤおよびチューブの交換
- 二 シートおよびクッションカバーのクリーニング
- 三 ベアリングの交換
- 四 キャスターの交換（乙による事前確認にて必要と判断した場合）

上記契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

貸主（乙） 熊本県荒尾市緑が丘2丁目5番地3  
プラネスト緑が丘205  
一般社団法人日本車いすテニス協会  
会長 前田 恵理 ⑩

借主（甲） 住所

氏名 ⑩

（使用者が別の場合は記入のこと） 使用者氏名